

平成29年度

第 6 回 鞍手町庁舎等建設検討委員会

会 議 録
(完全版)

平成 29 年 10 月 31 日

於：鞍手町議会議事堂

第 6 回 鞍手町庁舎等建設検討委員会

- 1 開催日 平成 29 年 10 月 31 日（火）
- 2 開催時間 開会 9 時 55 分
閉会 11 時 30 分
- 3 開催場所 鞍手町議会議事堂
- 4 出席委員
委員 長 藤 井 睦 彦
副委員 長 由 衛 久 子
委 員 許 斐 英 幸 松 山 進
小長光 隆 小 島 美智子
小 川 和 男 郡司島 敏 亨
堀 角 泰 正 田 中 二三輝
相 葉 富 雄 有 田 勝 美
阿 部 哲
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局 藤 原 光 徳 石 田 正 樹
- 7 推進本部
三 戸 公 則 小長光 弘 平
白 石 秀 美 立 石 一 夫
筒 井 英 和 梶 栗 恭 輔
大 鶴 友 寛
- 8 傍聴者 なし

鞍手町庁舎等建設検討委員会会議録

1. 開 会

事務局 藤原

皆さん、こんにちは。定刻より少し早いですが、ただ今より平成 29 年度第 6 回鞍手町庁舎等建設検討委員会を開催させていただきます。委員の皆さまには、本日は大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議は、お手元の会議次第に従って進行させていただきますが、議事に入りますまでの間、私の方で司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

なお、本日も推進本部から職員が同席しておりますのでご了承ください。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。資料は、事前配布しましたものを本日お持ちいただいていると思いますが、次第の裏面に配布資料の一覧を付けておりますので併せてご確認ください。今回、第 6 回の資料としまして、①会議次第、②資料 21 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）、③参考資料 9 庁舎等建設に係る事業費等比較表を事前配布しております。それから、④参考資料 10 第 5 回鞍手町庁舎等建設検討委員会会議録（完全版）を本日配布しております。また、第 5 回検討委員会の会議録の概要版を参考として配布しております。足りない資料がありましたらお知らせください。

それでは、会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

2. 委員長あいさつ

事務局 藤原

次第 2 としまして委員長あいさつです。藤井委員長よろしくお願いいたします。

藤井委員長

皆さん、おはようございます。10 月に入って大きな台風が 2 回も来まして少し心配したのですが、逸れまして良かったと思っております。台風が通過した影響か朝晩の冷え込みが厳しくなっております。私自身も急に寒くなって体調がおかしくなっている気もしますが、皆様方も体調には気を付けていただきたいと思います。今日は全員出席をいただきましてありがとうございます。先ほど藤原課長が資料内容の説明をしましたけれども、鞍手町庁舎等建設基本計画(案)を事務局より説明をいただいて、皆様方にご意見等を聞いていきたいと思っております。

11 月に入りますとパブリック・コメントも実施され、それに対する色々ご意見等も出てくると思いますので、次回の会議ではそういったものの検討ということになると思います。本日は、鞍手町庁舎等建設基本計画（案）の審議ということですのでよろしくお願いします。どうか最後までよろしくお願いいたします。

3. 議 事

事務局 藤原

ありがとうございました。続きまして次第 3 の議事となります。議事の進行にあたりましては、会議内容の議事録作成のため、録音をさせていただきますのでご了承ください。発言される場合には、お手元のマイクのトークボタンを押して必ずマイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。マイクを通しませんと録音が上手く行きませんのでよろしくお願いいたします。

この会議は、設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、「会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない」こととなっております。本日は、委員 13 名中 13 名全員の出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。また、設置要綱第 6 条第 1 項の規定により、委員長が、議長として進行をいたしますので、これより藤井委員長よろしくお願いいたします。

藤井委員長

それでは早速ですが議事に入ります。本日は（１）鞍手町庁舎等建設基本計画（案）についてと、（２）その他の 2 つの議事となっておりますのでこれに沿って進めて行きたいと思います。まず（１）鞍手町庁舎等建設基本計画（案）についてですが、前回の委員会において、候補地及び規模機能についての中間答申をさせていただきましたので、それが終わったということで、本日より委員会の諮問事項の 3 番目にあります基本計画（案）の審議に入っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

（１）鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について

藤井委員長

それでは事務局より資料 21 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について説明をお願いします。

事務局 石田

皆様おはようございます。担当係長の石田でございます。私の方から資料 21 に

についての説明をさせていただきます。まず、資料 21 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）に入ります前に、今後のスケジュールについて少し変更が生じておりますので、説明をさせていただきたいと思っております。今日お持ちになっていると思いますが、第 4 回の検討委員会の際に配布いたしました、資料 15 庁舎等建設に係る建設に係るスケジュール（平成 29 年度詳細）という A 4 横の資料があると思っております。これまでも再三ご説明をしておりましたけれども、11 月末に基本計画の策定というスケジュールで進んでおりました。先ほど委員長の方からも言われましたように、今日この会議で基本計画案の提案、説明をさせていただきまして、明日 11 月 1 日から住民の皆様にはパブリック・コメントとして見ていただく機会を設けております。当初のスケジュールの中ではパブリック・コメントの期間を約 2 週間程度とって、11 月末までに基本計画の策定が終わるような形でスケジュールを組んでおりましたけれども、パブリック・コメントの期間については原則 30 日というのが要綱の中にございます。まして、庁舎の建設という大事業でありますので、やはり周知及び住民の皆様の意見を聞く期間というのはしっかり設けた方がよいという行政内部での話になりました。パブリック・コメントを 11 月 1 日から 11 月 30 日までの間で実施をしたいということで、明日、広報紙を発行いたしますけれども、その中にもパブリック・コメントの記事を載せております。11 月 30 日までパブリック・コメントを実施しまして、それに対する意見等を皆様に説明する機会というのが第 7 回目になってくると思っております。それを受けまして第 8 回目で最終答申をいただければというところでございますので、約 2 週間から 3 週間のズレが生じてくると考えております。基本計画案につきましても年内には何とか完成をという形で考えております。今回のスケジュールのズレによりまして、全体のスケジュールに対する大きな影響は出てこないと現段階では判断しております。

それでは早速、本日の議題であります資料 21 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）の説明に入らせていただきます。資料は事前配布しておりましたので粗方見ていただいているとは思いますが、本日については、ページ数がかなりありますので、主に私の方から説明をさせていただきまして、次回パブリック・コメントによる意見等も踏まえたところで、第 7 回の中で集中審議としていただければと考えております。今から資料の説明に入ります。開いていただいて 2 ページに目次がございます。下の方にページをうっておりますが、1 ページ目がはじめにということで、これについてはあいさつ文になりますけれども、最終答申前までにデータを掲載する予定としております。開いていただいて 2 ページ、3 ページのところになります。第 1 章 建設計画に関する検討ということで、建設地についてということになっております。まずは役場庁舎の現況ということで建物構成と外観となっております。これは何度も説明をしておりますけれども、建築から 60 年が経過

しているということ、新耐震基準を満たしていない設計となっているということがございます。写真を見ていただいておりますように、増築を重ねまして6棟の建物構成、車庫倉庫の附帯建物の構成となっております。次に3ページの方では、これまでの検討の中で出てきましたけれども、建設地の決定に関する考え方となっております。10年、20年先ではなく50年、60年先を見据えた視点から文化体育総合施設内北側用地に決定をしたというところでございます。第1回目から建設地決定に関する視点というものを掲げてきております。続きまして4ページ、5ページです。ここからは建設地の現状調査ということで、こういった現状なのかということが続きます。まず庁舎の位置です。町全体の地図の中に今回の新庁舎建設地ということでお示しをしております。それから5ページの方では施設の立地状況としまして、上空からの文化体育総合施設全体の立地状況となっております。次に6ページ、7ページです。交通条件ということで、道路状況、バス交通、鉄道についてお示しをしております。7ページでは、鞍手町バス路線図の最新のものを掲載しております。続きまして8ページ、9ページです。8ページは地形条件となっており、敷地面積は約14,000㎡ということで、墓地、駐車場、石炭資料展示場、民間施設という構成となっています。地盤の高さが一番高いところで17.4m、駐車場部分が9.5mで、先般より説明しておりますように造成の必要があるということです。9ページでは法的条件としまして、主に都市計画法、建築基準法の条件をお示ししております。10ページ、11ページをお開きください。ここでは防災関係の条件を掲載しております。10ページでは災害履歴ということで、アが風水害の状況を地域防災計画の方から抜き出しております。イの地震については震度4以上の地震を気象庁のデータベースから掲載しております。2005年の福岡県北西沖地震、2016年の熊本地震というのが鞍手町における震度4以上の地震であったということになります。11ページの方では災害想定としまして、まずアが浸水想定です。これはハザードマップの抜き出しとなっております。これについても色々議論をいただいところですが、画を見てわかりますように鞍手インター方向に向かっては浸水想定区域ではないということです。イの地震については、福岡県内に影響を与える地震の被害想定調査報告書から、本町に対して地震被害を与えると想定される4つの断層を掲載しております。次に12ページ、13ページをお開きください。12ページでは地域防災計画の抜き出しをしております。13ページでは防災関係機関として、緊急避難場所、指定避難所の位置をお示ししております。14ページ、15ページでは、14ページに緊急輸送道路の1次ネットワークとして九州自動車道、2次ネットワークとして県道宮田・遠賀線及び新延・中間線が位置付けられておりますので、これらをお示ししているところでございます。15ページではヘリコプターの離着陸ということで、臨時ヘリポートとして設定しておりますのが、町民グラウンド、豊翔館のグラウンド、

鞍手南中学校のグラウンドとなっております。町民グラウンドがすぐ近くにありますが、災害時、緊急時には、ヘリコプターも近くに離着陸できるということになっております。次は 16 ページ、17 ページです。ここからは周辺環境への影響というタイトルで、まず、周辺の土地利用状況としまして、上段が土地利用状況、下段が建物用途の現況となっております。17 ページでは景観・高さ等の検討ということで、景観、日影規制、屋外広告物についての決まりが書いてあります。それから騒音、電波障害等の検討と続きます。18 ページ、19 ページをお開きください。18 ページでは地盤状況としまして、これも今までの委員会でお示しをしておりますけれども、くらて病院が行いました町立野球場のボーリング調査の結果について掲載をしております。新庁舎の建設地につきましては、基本設計の中でボーリング調査を行う予定としております。元々、地山の部分でありますので地盤が固いという想定の中で、野球場の調査結果からもある程度推測ができると思います。19 ページは、敷地条件の整理となっております。まずは道路条件としまして、周辺道路の状況を記載しております。建設地北側の産業道路と東側鞍心館との間は町道ということで、町道に隣接しており、産業道路側からがメインの出入口となります。それから、建設地と町立野球場との間の中央公民館に向かう敷地内通路については、基本計画内では西側通路という設定をしております。そこについては鞍手中学校前の町道に直接通り抜けができないようになっております。次に信号機の状況ということで、今、申し上げました西側通路の入り口には信号機はなく、鞍心館側には信号機があります。20 ページ、21 ページではインフラの状況としまして、まず下水道について記載をしております。21 ページでは上水道ということで同じくお示しをしております。次にガスとしまして、都市ガスは整備されておられませんので、その旨の記載をしております。続きまして 22 ページ、23 ページでは自然環境の状況ということで、気象庁の気象観測データの方から過去 20 年間の年間平均気温と降水量の推移、それから日照時間、風向きについてお示しをしています。24 ページ、25 ページは、これも先般の検討委員会の中でお示しをしていたものになります。新庁舎建設の基本方針として、まず 24 ページでは、第 5 次鞍手町総合計画、鞍手町公共施設等総合管理計画を踏まえて新庁舎の方向性を定めていくこととしております。25 ページの方では、基本方針 1 としまして、町の中心拠点にふさわしい魅力ある機能創出ということで、中心拠点のエリア形成イメージとして、下段に図示しておりますように多様な機能連携により新たな町の中心拠点を創出し、町の魅力を発信していくということでございます。26 ページ、27 ページをお開きください。26 ページでは、基本方針 2 として、安全・安心な暮らしを支える防災拠点、それから基本方針 3 では町民・職員が利用しやすい施設、基本方針 4 では地球環境に優しく、周辺と調和、基本方針 5 では財政状況を踏まえたコンパクトな施設ということで、これについては

以前の検討委員会の中でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。28 ページ、29 ページをお開きください。ここからは第3章としまして、具体的な建築計画の条件の検討ということで、これにつきましても、これまでの検討委員会の中で個別にご検討いただいたものの積み上げと言いますか、どうやって積算していったのかという説明になってくると思います。まずは新庁舎等の規模検討です。新庁舎に関する規模の算定ということで、庁舎に入る職員数の想定を117人として設定をしております。この具体的な数については、入居する際に行政機構等が変わっていることが想定されますので、それに伴い変動すると思いますが、この基本計画における入居職員数は117人として設定をしているところです。次に議員数は現在と同様に13人、それから公用車が35台ということです。規模の算定についてもご説明いたしましたが、国土交通省等の基準と比較をしながら面積を算出していったところです。28ページの下段の方では、庁舎の計画面積として、それぞれ事務室、会議室等とありますけれども、そういったものを比較しながら算定をして3,100㎡ということで計画をしております。29ページでは、上段の方に防災センター機能としまして、防災センター（災害対策諸室）を新庁舎には導入をするということで、330㎡の計画面積としております。次に複合施設に関する規模算定としまして、これについても再三説明をしておりますけれども、総合福祉センター機能を新庁舎に複合させるということで、現在の5591.54㎡を1,000㎡に集約をする形で考えております。30ページ、31ページを開いていただきたいと思います。30ページは、先ほどのページのまとめとなっております。想定規模として、庁舎機能3,100㎡、防災センター機能330㎡、包括支援センター70㎡、複合施設1,000㎡ということで、庁舎機能としては3,500㎡、それから複合施設として1,000㎡、合わせて4,500㎡の延べ床面積の建物としたいというところでございます。右側に現保有面積がありますけれども、約半分の建物面積ということで公共施設総合管理計画の考え方にも基づいております。31ページについては、新庁舎等における諸室の考え方ということで、まず庁舎会議室としまして、新庁舎では最低3部屋以上の会議室を設けたいと考えております。災害対策本部、危機管理室については、平常時は会議室として利用していくということです。それから各階に小規模な会議室を2部屋程度確保したいと考えております。次に防災センターについてということで、災害対策本部室、危機管理室、防災無線室、用品保管室、職員待機室等を防災センター内の諸室として設けるということにしております。具体的には記載してあるとおりになると思います。32ページ、33ページをご覧ください。複合施設の集約化についてということで、これについてもこれまでの委員会の中で検討していただいたものを掲載しております。33ページの下に総合福祉センター集約化のイメージを示しておりますけれども、中央公民館と新庁舎に分散をしていくというものです。当然、最低限必要な機能だけ

を持ってきますので、廃止するものもあるということでご判断いただければと思います。34 ページ、35 ページをお開きください。34 ページの上段では、先ほど申しました中央公民館も新庁舎の建設に併せてリニューアルをしていくということを記載しております。囲みの中につきましては、今後、また詳細に詰めていく話になりますけれども、現時点での想定としまして、修繕箇所、改修箇所の掲載をしております。外壁の剥離、屋根防水の改修、エレベーターの更新、空調設備の更新、LED照明への取替、各研修室内装の改修ということで、これらに社会福祉協議会の事務室、ボランティアルーム、障がい者・高齢者支援室、男女共同参画ネットの事務室等の移転先として検討していければということで考えております。こうすることで今後 30 年、40 年と使用していくということを考えております。下段の方には現在の利用状況ということで、中央公民館の利用状況、総合福祉センター保健棟の利用状況を掲載しております。今後このような利用状況を踏まえて、どのように組み合わせていくのかというのは設計の段階で検討を深めていきたいと考えております。35 ページの上段には、これも早急に検討するということでこれまでも申しておりますけれども、総合福祉センターの全施設については閉鎖をしまして、売却を含めた処分に係る検討に早急に着手をしていきたいと考えております。避難所についても、代替避難所の確保を併せて検討していきたいと考えております。次に交流ゾーンについてということで、複合施設については、保健ゾーン、交流ゾーンで構成します。これらについては後ろの方でまた説明したいと思います。36 ページから 40 ページまでは駐車場及び駐輪場の必要台数の説明です。まず 36 ページについては、現庁舎の利用状況の整理ということで、町民アンケートを 7 月に実施しておりますので、その中のデータを活用しまして分析をしております。37 ページの下段からが実際の駐車場スペースの想定です。まず来庁者駐車場の適正規模ということで、アとしまして、市・区・町役所の窓口事務施設の調査、それから最大滞留量の近似値計算方法という各文献から、適正駐車台数の算出をしております。それによりますと、文献からは必要駐車台数としまして 34 台という計算結果が出ております。38 ページを開いていただきたいと思いますが、今回、上段にイとしまして、役場庁舎建設に関するアンケート調査から必要駐車台数の割り出しを行っております。これについては 38 台という結果になっております。34 台と 38 台を比較しまして、多い方を採用するということで 38 台となりますけれども、若干の余裕が必要になると考えますので、46 台程度を想定来庁者の駐車台数として想定しております。それから議員さんが 13 名いらっしゃいますので常時確保しておく台数として 59 台を想定しております。一番下段にウとして、総合福祉センター保健棟では健診及び確定申告等が行われており、そういった行政事務については一時的に人数が増えますので、想定来庁者駐車台数に 50 台を加算したものを全体の来庁者駐車台数にするというこ

とで 109 台を想定しております。39 ページの上段では、公用車及び職員駐車場の適正規模ということで、先ほども説明しましたが公用車は 35 台、そのうち車庫を整備する公用車 6 台を除いた駐車台数の確保、それから職員駐車場として想定職員数と同数を確保するということです。障がい者用の適正規模については、バリアフリー法に基づきまして算出した結果は 6 台です。次に来庁者及び職員の駐輪場スペースということで、これもアンケートの結果を基に算出をしております。算出結果としましては 4 台ということになりますけれども、新庁舎に移転後は、徒歩で行けない人のバイク、自転車の利用が増加することが想定されますので、余裕をみて 20 台程度の駐輪台数を設定しております。40 ページでは、それらのまとめということで、各算定によって合計したものは、駐車場として 255 台ということになりますが、後程説明します複合施設、防災子ども広場等の建設面積の兼ね合いによっては、そちらの建設面積の確保を優先させることが考えられますので、先ほど申しました健診や確定申告の際ということで修正値として加算した 50 台については、そういった一時利用がある際は、職員が他の場所に駐車することとしまして、最終的な駐車台数の修正値としましては 205 台を確保することにしております。これに駐輪場としまして 20 台がありますので、駐車場 205 台、駐輪場 20 台を確保する設定にしてしております。41 ページからは建設地における建設条件となります。まず、道路等の整備ということで下段に図示しておりますけれども、東側の民地については取得をしていきたいと考えております。取得をしまして民地を含めたところで一体的な土地利用を行いたいというところでございます。それから、建設地東側町道である鞍心館と建設地の間の町道からの引き込み道路を東西道路と基本計画の中では呼びます。その東西道路を町道として整備をしたいと考えております。図で申し上げますと、新庁舎建設地の、博物館と収蔵庫付近の青い点線の両側矢印部分を東西道路とし、町道として整備をしたいというところでございます。それから先ほど説明しました野球場と建設地の間の西側通路も、東西道路との接点までを町道として整備をして、新庁舎建設地は町道に囲まれるというイメージになろうかと思えます。その東西道路の整備のために石炭資料展示場とプレハブの倉庫は、他の敷地へ移設を行いたいと考えております。敷地の高さについては、石炭資料展示場前の駐車場が約 9.5m ということで、この高さに合わせた造成を行います。次に、北側町道、産業道路から建設地へ出入りする際に右折が発生します。それに対応するよう一部道路の拡幅を行いまして右折通行帯の整備を行います。図中の産業道路に青い丸囲みをしているところについて拡幅を行い、右折通行帯を設置することにしております。それから建設地と周辺公共施設との関係性についてです。やはり中央公民館との連携が重要になってまいります。現在、博物館の横に階段がありますので、そういったものを活用して、博物館とプールの間の通路を活用して、中央公民館との動線を確保す

るということにしております。それから、野球場にくらて病院が建設される時には、東西道路での連携を図っていきます。42 ページ、43 ページはゾーニング計画についてとなっております。まず 43 ページの上段に配置ゾーニング案ということで、敷地内のゾーニングがどういったものになるのかということを図示しております。これについては当然設計の中で変わっていく可能性はありますが、現在の基本計画（案）のベースとなっている考え方におけるゾーニングとなっております。庁舎・複合施設ゾーンの前にエントランスゾーンということで、バスターミナルを含めたロータリーの整備をしまして、その東側には総合福祉センターの公園の代替機能となるような防災こども広場ゾーン、それから西側と北側には駐車場ゾーンの設定をしております。42 ページには、今申しました外部機能としまして、防災こども広場ゾーン等はどういったものなのか、というような内容を掲載しております。こども広場ということだけではなくて、やはり今回は、防災機能の強化ということに重点を置きまして、同じ遊具を設置するにしても、防災機能を付加した遊具を設置するということで、画にもありますように、例えばベンチが釜戸になるものであったり、ここには掲載しきれておりませんが、トイレに変わるベンチであったり、遊具にテントを被せて雨風をしのげるものであったりというようなものが、現在各所で整備されてきておりますので、遊具を設置する際は、こういったものの設置を検討していく必要があるだろうと考えております。それからイベントゾーン・エントランスゾーンとしましては、玄関部の前にバス停の整備や車寄せスペースを配置して、屋根も整備しまして、屋根の下をすることで雨に濡れずにロータリーから役場庁舎に入ることができる造りを計画しております。また、そういった屋根を整備することで、物資の一時保管など災害時等にも利用できます。また、大きなイベントをこの場所で開催する際は、東側の駐車場ゾーン、イベントゾーンを活用して、ある程度の敷地が確保できるのではないかと考えております。駐車場ゾーンにつきましては、先ほど申しました公用車 6 台として、マイクロバス 1 台、普通車 2 台分の車庫、それから消防団本部の消防車両 3 台分の格納庫、防災倉庫を併せて整備をする予定としております。その他の公用車については、区画をある程度分けた上で、実施するかどうかは設計の中で判断しますが、公用車についても税金で購入をしておりますので、傷みが来ないように雨をしのぐためのものが整備できればと考えております。その他の駐車場について、メインは西側駐車場になると思いますが、176 台以上を来客、職員用として整備をします。43 ページの下段では地盤のイメージということで、これまでに産業道路側からのイメージを写真で編集したものをお示ししていただいておりますが、同じ位置でのパース画を作成いただいております。地盤の高さと景観のイメージでございます。これについては括弧書きしておりますように、現時点の基本計画におけるパース画によるイメージとなりますので、当然、基本設計に

において変更はあると思います。それから一番下段は、東西道路を整備し、それと西側通路を町道とするという話をしましたけれども、それらの接合点から東側、建物で言いますと左側が役場庁舎、右側が博物館、収蔵庫が奥の方に見える形になります。現状と違い収蔵庫前くらいまでの坂道となりますので、かなり緩やかな傾斜になるということで、当然、バリアフリー法に基づく傾斜角も十分確保できております。これについてもあくまでイメージでございますので、今後の基本設計の中でのゾーニングによって変更になるということはご了承いただきたいと思います。44 ページ、45 ページをお開きください。構造の検討ということで、再三申しておりますように、防災拠点としてというのが庁舎建設における第一義でございます。そんな中こういった構造としていくのかということで、45 ページの上段にありますように、耐震安全性の目標ということで、構造体等それぞれ分類があり、ランクとなっています。部位ごとの分類については、上段に書いてあるものほど十分な機能確保が図られているということで、今回の新庁舎建設にあたりましては、Ⅰ類、A類、甲類といったそれぞれ一番良い基準をしっかりと確保していくことにしております。45 ページの下段は新庁舎における構造の検討になります。これにつきましても先般の委員会の中で話が出ておりましたが、どのような構造にするのかということで、免震と耐震という選択肢があります。メリット、デメリットをそれぞれ書いておりますけれども、建屋は敷地規模からみても2階または3階建てで十分に収まると考えられております。免震というのは、揺れ自体を吸収しますので地震には非常に強い構造になりますが、その反面かなり工事費が高にかかりますし、基礎の部分にゴムを入れますので定期的にかんりの費用をかけながら交換をする必要があるということで、ランニングコストも高くなります。強度型の耐震構造で耐震基準については十分確保していけますので、新庁舎についてはそういったものでやっていくことを想定しています。一番下にあります、強度型の耐震構造とした場合には、防災センターとしての災害対策諸室の部分には、床免震ということで、そのフロアの部分だけに免震構造の導入を検討しており、建物自体は強度型で守られ、防災センター部分は床免震で揺れを抑え、有事の際でもすぐに機能できるようにしたいと考えております。46 ページ、47 ページは機能構成の検討ということで、まず、空間構成イメージで、3階建てになるとすると、このようなイメージになるということです。1階部分が庁舎機能、複合施設、上層階には庁舎機能のうち町長室、防災センター等、2階建ての場合は同じ階になると思いますが、3階建ての場合は議会機能については一番上になることを想定しております。複合施設については、なるべく住民の方が多く訪れる施設にしたいと考えておりますので、1階の構造としたいと考えています。下段の部署配置の考え方につきましては、組織機構プロジェクトチームで、新庁舎になった時の行政機構図の案を作成しております。これはまだ案でご

ざいますので、実際には条例の改正等が必要になってきますけれども、現時点で想定される課を記載しております。上層部、低層部に分けて、窓口業務が多い部署については低層部に配置していきたいと考えております。47 ページからは、新庁舎の主要な機能の空間構成です。まず、窓口機能として総合案内の配置を行いたいと考えております。それから、待合スペースには番号表示の案内システムの導入と、授乳室についても設置したいと考えております。サインについては見やすいものにする予定としております。次に執務機能です。執務空間にはローウンターを設置してゆっくり手続きができるようにしたいと考えております。それからプライバシーに配慮して窓口の近くに相談室も必要になるかと思います。会議スペースについては前段で説明したとおりでございます。町長室についてはセキュリティに配慮することとしております。48 ページをお開きください。防災センター機能もこれまでの説明のとおりでございます。床免震の導入を検討することと、防災センター機能は災害時も稼働できるというのが絶対条件になりますので、自家発電機能も必要になってくると考えております。議会機能についてもセキュリティに配慮するということですので。また、傍聴がしやすいようにユニバーサルデザインの視点で整備をしていきたいと考えています。福利厚生機能は、更衣室については最低でも整備をしていきたいと考えております。その他機能としまして、A T M、自動販売機はアンケートの中でも設置要望が多くありましたので、新庁舎についても整備をしていきます。倉庫、書庫も必要数は整備していく予定としております。49 ページは、複合施設の主要な機能の空間構成です。これは、今後の基本設計の中で詳細に決めていく話になると思いますが、保健ゾーンと交流ゾーンを合わせた施設になります。保健ゾーンについては、現在の保健棟の機能が入ってきますので、ある程度想定はできると思いますが、交流ゾーンについては、色々な考え方、どのようなものにしていくのかというようなことがありますので、ここは基本設計に委ねていきたいと思います。参考イメージとして、カフェ等のコミュニティスペース、休憩スペースであったり、こどもを遊ばせることができるスペースであったりといったものが想定できると思います。一番下には多世代が交流できるようなカフェの事例を掲載しておりますが、このようなものも考えられるということです。50 ページ、51 ページになります。50 ページからは事業計画に関する検討になります。事業スケジュールについては、これまでもお示しをしているところでございます。32 年度末までの完成を目指してやっていきます。51 ページでは、概算事業費と財源ということで、現在のこの基本計画における概算事業費を 36.1 億円としております。財源としましては、国庫補助、地方債、それから一般財源ということで同額を計上しております。52 ページ、53 ページはライフサイクルコストということで、非常にわかりやすいとは思いますが、50 ページ上段のイメージになります。建設費は氷山の一角ということ

で、今後 50 年、60 年と使用していくにあたって、建設費だけではなく相当な金額の維持管理費が必要になってきますので、長寿命なものを使用するなど、そういったものを考慮した設計をしっかりと考えていかななくてはならないと思います。54 ページからは参考資料ということで、策定経緯、諮問と答申、アンケート調査の概要になりますので、これらについては説明を省かせていただきたいと思います。54 ページの策定経緯について、朱書きはまだ確定していないところですが、今日 10 月 31 日で説明をさせていただきます、今のところ予定として 11 月 7 日に障がい福祉計画の策定委員会という別の会議がございますので、その機会に庁舎建設の件に少し触れさせていただいて、障がい者団体の方が集まられますので、意見徴収、ヒアリング的なものが実施できたらと考えております。それから第 7 回の委員会でパブリック・コメントを含めたところで集中審議をしていただきます、第 8 回で最終答申案の確認という形にもっていければと考えております。以上、少し説明が長くなりましたが、資料 21 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）の説明でございます。

藤井委員長

ただ今、資料 21 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について事務局より説明がありました。皆様方からこれに関するご意見やご質問を伺っていきたいと思いますが、発言される方は挙手をされ、マイクを通してお願いいたします。また、質問するページの指定も併せて願います。

郡司島委員

直接この庁舎のことについてはいいのですが、俗に言う中央公民館の場所全体のことに 1 点質問をさせていただきます。敷地内には中央公民館の他、体育館、武道場、弓道場等があるかと思うのですが、これらについては耐用年数とかいろいろとあるとは思いますが、先々いつまで使用するのかということをお教えください。特に中央公民館の中には学校教育や社会教育といった部署もあるかと思いますが、耐用年数のぎりぎりまで使用して、その後は新庁舎の中にそれらの部署を入れていくなどといった、そういった見通しがあればお聞かせいただけませんか。

藤井委員長

敷地全体を今後どうするかということですね。

事務局 藤原

現在、教育委員会が中央公民館の中に入っております。その中で教育長を含め

た学校教育部門である学校教育係につきましては、新庁舎が完成した時点で庁舎の中に入っていたと考えております。社会教育の部門につきましては中央公民館の管理が当然ありますので、その一部の係を残して、残りは庁舎の方にと考えております。耐用年数の関係で、中央公民館については先ほど係長の石田が説明しましたように、リニューアルをしまして、これをする事で30年、40年はもつだろうということを、福岡県建設技術情報センターから意見をいただいておりますので、外壁の剥離、防水加工、エレベーターの更新等により継続的に使用していくこととしております。町立体育館等の他の施設につきましては、総合管理計画上では、耐用年数に到達次第建替える方向になるのではと考えております。その時に、建替えられるように敷地を残しておかないと、取り壊して同じ場所に建てるということは期間的なロスがありますので、別の場所に建てながら、例えば、体育館であれば駐車場に建替えるなどの順次更新を行っていく等の方法が必要になってくると事務局では考えております。

藤井委員長

他にありますか。

田中委員

46ページに部署配置について書かれており、包括支援センター、子育て包括支援センターと掲げられていますが、社会福祉協議会についてはどういう取り扱いになりますか。社会福祉協議会まで含めて横繋ぎりの一体的な支援活動の考え方をすべきであり、縦割り行政ではなくて横の繋がりを充実してやっていくということが当たり前の考えだと思うんだけど、表の中に社会福祉協議会が入っていないがどういう取り扱いにするつもりなのか。

社会福祉協議会としても会長が委員としてここにおられるので、どういうお考えかお聞かせください。

事務局 藤原

46ページの新庁舎に望ましい部署配置というのは、これはあくまでも機構改革後の行政機構図案でありますので、庁舎の中にはこういうふうに入りますというものになります。総合福祉センターを廃止する方向で考えておりますので、社会福祉協議会については、庁舎の隣に建設する予定の複合施設に入っていくか、もしくは教育委員会が中央公民館から庁舎に入るようになりますので、中央公民館の中に入っていて指定管理の方向になるのかなと考えております。以上の2つを今のところ考えております。

田中委員

考え方とは思いうんだけど、できるだけそういったものが一箇所にある方が良く、私は考えるので、そういう方向で是非検討すべきだと思います。社会福祉協議会と包括関係は必ず一箇所にあるべきだと。社会福祉協議会がある施設に行政施設をもっていく方がコミュニケーションを取りやすいだろうという考え方もあるだろうし、もっと先の話にはなるとは思うけども、私はそういう考え方が必要ではないかと思いますので、横繋ぎりの情報共有のしやすさといったことが最終的には喜ばれる福祉サービスに繋がっていくんじゃないかなと思うし、特に鞍手町の場合は、これから高齢化がさらに進むことは誰にも簡単に予想できることから、そういった機能の充実というのは、この際是非図るべきだと思います。

事務局 藤原

今現在でも総合福祉センターの中で社会福祉協議会と包括支援センターは隣にあります。情報の共有等を密にさせていただいて上手く連動してやっていただいているという話はうかがっておりますので、そういう意見を伺いまして今後検討していきたいと考えております。

由衛副委員長

現在、包括支援センターと社会福祉協議会が連動して仕事をしております。この会議で私は全体を見て社会福祉協議会のことのみを言わないようにしているのですが、局長や次長の考えでは包括支援センターと一緒にの方が仕事はやりやすいということは聞いております。どういうふうになるかは分かりませんが、実務者会議のときにもそういう意見が出るとは思います。そういった話については実務者会議で言ってくださいと私からは言ってあります。新庁舎建設に関し社会福祉協議会だけが意見を言うことはできませんが、実務者の意見として包括支援センターと一緒に仕事をさせていただければやりやすいということは聞いております。

藤井委員長

他にありますか。

小川委員

50 ページにおいて墓所移転等ということで記載してありますが、これを見ますと 30 年 12 月くらいの予定ではないかと思いますが、墓所移転のその後の交渉について、どのようになっているのかということが 1 点と、墓所移転の費用がどのくらいになるのかという点についても聞かせください。

事務局 藤原

墓所の移転につきましては、9月議会におきまして、墓所移転のために1基ずつの移転費用を見積もっていただくためのコンサルタント委託の予算を計上いたしまして、コンサルタントの契約に向けた事前準備を今行っております。その委託事業者にお墓の所有者の1軒ずつ訪問してもらい、交渉をしてもらうようにしておりますので、契約ができ次第、意向調査等を含めて始めてもらいます。事務局の方でも事前の意向調査をしましたが、納骨堂に入りたいという方や、そのまま移設したいという方もいらっしゃいますので、それを再度、委託事業者に詳しく聞いてもらいまして、1基ずつの移転費用を算出していただくように考えております。そして、平成30年度いっぱい墓所の移転をしていただきまして、50ページのスケジュールで見ますと、造成工事を31年度で考えておりますので、それまでには、建設予定地にお墓がない状況にしてもらうようにと考えております。

小川委員

小牧墓所の所有者とのその後の交渉はどうなっていますか。100%解決したのですか。

事務局 藤原

以前もご説明しましたが、8月19日に第1回の説明会を行いました。今度は、委託事業者との契約ができましたら、そちらを連れて再度全員に集まっていたき、紹介も兼ねまして説明会を行いたいと考えております。ほぼ同意はいただきましたが、まだ数名は意見を言っておられますので、その方につきましては事務局で丁寧な説明を行いまして、交渉を重ねていきたいと考えております。

田中委員

立場的に議会の代表ということで出ていますので、二元代表制を重視していただいて、議事堂は現在、見てもわかるようにマルチ的な会議室として使用されているのですが、新庁舎建設後は議事堂をどのように取り扱う予定としているのか、その辺をお聞かせください。

事務局 石田

議事堂に関するご質問でしたけれども、今、庁舎の中での会議室は、総務課の前にある小さな会議室をメインで使用しておりまして、会議室が本当に確保できない中で、議会にお願いをしまして議事堂をお貸しいただいているという現状がございます。新庁舎におきましては、必要な会議室を相当数確保する予定にしております。また、大きな会議等につきましては、複合施設の中の多目的ホール等

の使用が可能になると考えておりますので、議事堂につきましては専用ということ
とで現段階では考えております。

田中委員

是非よろしくをお願いします。

藤井委員長

他にありませんか。

有田委員

建設地の隣に民有地がありますが、所有者との交渉はされているのでしょうか。

事務局 藤原

民有地につきましては、一度だけ所有者の方と交渉をいたしました。その中で
こちらの意向についてはお伝えをしましたけれども、まだ詳しい話には至って
おりません。事務局としましては、民有地と町有地とを交換という考えで
おりますけれども、交換における税金のことなどの諸条件がありますので、
税務署に伺い確認をするなどといったことをしております。そういったことを
踏まえまして、事務局で町長、副町長とも合議しまして、所有者の方とは
交渉していきたいと考えております。

有田委員

出来るだけ早めにされた方が後の計画にも乗りやすいと思いますので
よろしくお願いします。

藤井委員長

他に何かありませんか。

一同

なし。

藤井委員長

どちらにしても、今後、パブリック・コメントを実施しまして、その結果を
踏まえて、また皆様方にご審議いただくことになりますので、次回までに
何かございましたら、その中でご意見をいただくというようなことでよろ
しいでしょうか。

一同

異議なし。

藤井委員長

それでは次に進みます。

(2) その他

藤井委員長

その他について事務局より説明をお願いします。

事務局 藤原

その他ということですが、参考資料9 庁舎等建設に係る事業費等比較表を今回配布いたしております。これは町立体育館裏の敷地と基本計画（案）の建設地の事業費の比較になります。これをなぜ今頃出したのかということですが、今まで事務局の方では、候補地をまず町民グラウンドと考えておりました。その次に病院と一体的にということでも野球場の中ということも考えました。そして最終的に今の北側用地ということになりましたが、それらを提案していく上で、予算的なことに関する具体的な内容をお示ししていなかったと思っております。今の北側用地と体育館の裏を比べた場合にどのような金額的な差があるのかということ、答申をいただいた後ではありますが、藤井委員長には事前にご説明し、委員の皆様との情報共有という意味も込めまして、本日その他の議題の中で参考資料として配布させていただいております。説明は係長の石田が行います。

事務局 石田

参考資料9ということで、例としまして、今考えられるのは北側用地の他には現実的に体育館裏ぐらいしかスペースがありませんので、比較の対象として例示をしているところです。本来でありましたら面積的にも全然違いますので、ゾーニング等も全く違ったものになりますので、そもそも比較をすること自体がどうなのかということもございしますが、北側用地で基本計画（案）の内容でお示ししている部分と、仮に体育館裏に建てた場合とでの事業費、財源の比較ということでお示しをしているものでございます。細かい条件はいろいろ出てくると思いますが、資料の1枚目と2枚目との違いは、32年度末までに建設が完了するかしないのかということで大きく変わってきます。何度も申しておりますように、過疎債であるとか様々な有利な財源が利用できる32年度末に完成が出来た場合が1枚目の資料となります。体育館裏の場合、造成や墓所の移転等がなくなるこ

とや、防災子ども広場を造れないなどといった敷地の関係がありますので、当然、事業費としてはその分が落ちてまいりまして、764,700 千円が事業費全体としては下がります。それから実質的な負担部分になりますが、364,507 千円が北側用地と体育館裏で比較をすると変わってくるだろうと考えております。これはあくまで 32 年度末までに間に合った場合の比較でございます。2 枚目につきましては、32 年度末に間に合わない場合の計算をしております。事業費としては変わりませんが、間に合わない場合の実質的な負担は 19,617 千円、しかと言って良いのかはわかりませんが、全体の事業費からするとほんのわずかしき変わりません。何が言いたいのかと申しますと、今ここまで北側用地で基本計画（案）まで作成を進めてきて、やっと皆様にお示しをできた段階です。例えば、今から体育館裏等に条件を変えていった場合には、32 年度末までの有利な財源というのはかなり厳しい状況にありますので、間に合わないという可能性が非常に高いという中で、事業費としてはあまり差が出てこないということのお示しでございます。間に合うとすれば 364,000 千円という金額は、今の北側用地と体育館裏とで比較した場合は変わってくるということです。その金額面をどう捉えられるのかということも出てくると思いますが、こういった比較を 1 つの情報として皆様にお示しをしたいといったところで資料を作成したものでございます。

藤井委員長

ただ今、事務局の方から費用関係について説明がありました。前回の委員会の中でも費用的なものがどのくらいかかるのかといったような心配の声が、皆様からもありまして、候補地の答申をした後に、私自身もその前に費用的な資料を出していただいた方が良かったのかなといったような反省をしておりました。候補地を決めればそこに建てるというのが前提で進めてきたものですから、予算的なものがどのくらいかかるのか、別の土地に建てた場合にどのくらい変わってくるのか、というものが示されたら良いのではないかと私も思っておりましたので、遅くなって申し訳ありませんが、参考資料という形で出ささせていただいております。この資料を見られまして皆様方でご意見等があれば伺いたいと思います。これはあくまでも参考資料ですから、意見を言ってもどうにもならないと考えられるかもしれませんが、何かありましたらお願いします。

許斐委員

今頃出されると、体育館裏の方が良かったのではないかとということも考えられる。墓所の移転も必要ないし、平地なのでやろうと思えば一番先に出来るのではないかなと思う。費用もこれを見ると何億か安いということであれば、今頃この資料を見せられると混乱しますよね。予算も限られた中でやっているということ

であれば、こっち（体育館裏）でも良いのではと思います。ちょっと頭が混乱しますけれども。資料を出されたことに対しては、これは勇気がいると思います。初めの案はそれじゃだめだということで北側用地に移ったのですから。委員会の中でも体育館裏でいいのではという意見を出させていただきました。今こういうものを出されて、なるほどという思いを私はしております。皆様もそれなら初めから出してくれたら良かったのにと思われているのではないかと思います。

松山委員

確かに、この資料を出していただいておりますが、当初候補地を検討する際に、奥側よりも道路側の方が良いだろうといった話があったわけです。それから病院との連携で北側が良いという話もあったわけですから、今更、体育館の裏にという話はないのだろうと思います。ただ、予算上の結果としてこういったものを出されたと思いますが、基本的には 32 年度末に間に合わせるつもりで動いているわけですので、体育館裏の間に合わないのと比較しても意味がないので、今までやった部分を進める以外にはないのではと思います。ただ、参考としてこのような費用がかかり、間に合わなければ過疎債の部分などの費用がかかって、ほとんどイーブンで変わらないですよといった意味合いで出されたのだったら、参考として承るということで、基本的にはもう進んでいるのですから、それ進める以外ないのかなと思います。面積もかなり違いますので、そこら辺りも踏まえた上で、是非、今の案のままで進めていただければと思います。

事務局 藤原

これは最初に申し上げましたように、あくまでも参考資料でして、これを踏まえて、またどちらにしますかと言っているわけではございません。今、松山委員が言われましたように、北側の用地について、庁舎はやはり町のシンボルであると考えておりますので、奥まった体育館裏よりも、病院と並んで道沿いでと最初から考えておりました。それから面積のことも言われましたが、体育館裏では当然面積は足りません。そうなったときに今のテニスコート横の駐車場を造成しないといけなくなるといったことも出てくるとと思いますが、そういったものは今回の資料には計上されておられません。あくまでも参考として今の体育館裏に建てた場合の比較になりますので、その辺はご了承いただきたいと考えております。今頃資料を出しまして混乱をさせたと思いますが、住民の方からこのような意見が出ているとも聞いておりましたので、これから先、委員の皆様がご説明いただく場面となった場合に、説明しやすいのかなと思ひまして資料を出させていただきました。

藤井委員長

遅くなりましたが参考までに出させていただきました。それではよろしいでしょうか。それではその他として、最後事務局よりお願いします。

事務局 石田

冒頭にもお話をしておりましたが、若干スケジュール的なものがパブリック・コメントの関係でずれてまいります。11月1日から30日までがパブリック・コメントということで、庁舎、中央公民館、それから総合福祉センターに基本計画（案）を置いて見ていただくことと、ホームページにも掲載をしまして見ていただくという形で実施をします。次回の検討委員会におきましては、出てきた意見等をまとめまして、皆様にご提示をしたいと考えておりますので、どうしても12月の初旬になろうかと思えます。12月議会が始まりますので、そこら辺との日程の兼ね合いが生じます。どうしても議会開会中に開催をしなければならない部分が出てくると思えますので、また調整をさせていただきまして、あと2回の検討委員会の開催スケジュールを立てさせていただければと思います。詳しいことについてはご連絡いたしますけれども、議会中は議事堂が使用できませんので、場所については第2回の時に開催をしました総合福祉センターの保健棟の会議室になろうかと思えますので、その際はまたご連絡を差し上げたいと思えます。

4. 閉 会

藤井委員長

これで全ての議事が終わりましたので終わらせていただきたいと思います。次回はパブリック・コメントの結果と、基本計画（案）の審議に入っていくと思いますので、皆様方もお忙しいとは思いますが、日程が決まりましたらご出席をお願いします。今日は皆様方にご意見等を出していただきまして本当にありがとうございました。それではこれで終わらせていただきます。お疲れ様でした。

平成29年12月7日

会議録署名人

藤井 睦彦